

第555回:紙屑法案とは

今週は忙しかった。17日(日)に渋谷の放送大学で中国経済に関する約2時間の講義を終え、ほっとしているところに広島から母の訃報が届いた。翌日には、取引先の金融機関にて、中国の資本市場に関する約1時間のレクチャーを行い、19日に広島の実家に駆け込んだ。

当日の通夜と翌日の告別式は家族葬で行うものと思っていたら、親族以外の方も何人か弔間にお見えになるということで、喪主として挨拶することになった。

そんなわけで、2時間、1時間、約5分と三日連続で挨拶をすることになったが、ボクが最も緊張したのは、喪主としての挨拶だった。うっかり大事なことを言い間違えたり、忌み言葉を多発したりすると、故人に恥をかかせることになるので。それに比べれば、下手な講演や、拙文コラムなんて楽なものだ。

といったわけで 555 回目のコラムを始めます。テーマはアメリカの香港人権民主化法案。先週あたりから本件に関する金融業界のレポートが数多く出されているが、法案成立後のプロセスや罰則、今後の見通し等を長々と述べるのは良いとしても、肝心の法案の目的や意図が判然としないのが多く、画竜点睛を欠くといったところ。筆者は、こんな内容だと理解しているのですが。

- 米国の上下両院は、このほど香港での人権と民主主義の確立を支援する「香港人権・民主主義法案(Hong Kong Human Rights and Democracy Act of 2019)」を可決した。
- この法案は香港に高度な自治を認める「一国二制度」が、中国政府によって妨害されていないか、毎年米国政府が検証し、人権を侵した中国政府関係者らへの制裁を可能にする内容。
- 法案成立には米大統領の署名が必要になるが、トランプ氏が拒否権を行使しない限り、法案が議会を通過した11月20日から10日以内に署名することが求められている。

目的は極めて明瞭で「1997年の香港返還から起算して、50年間は一国二制度を守る」という国際公約を骨抜きにし、香港に強権支配を押しつけている中国政府と香港特別自治区政府への牽制と掣肘だ。

一国二制度(中国語=一個国家、兩種制度、英語=One Country, Two Systems)とは、中華人民共和国の政治制度において、本土から分離した香港とマカオと云う領域(特別行政区)を設置し、主権国家の枠組みのなかで一定の自治や国際参加を可能とする制度である。

米国がよその国に関する法律を勝手につくったことに対し、当事者の中国政府は、怒髪天を衝いている。11月21日、中国共産党の機関紙、人民日報は、一面の評論記事で、「干涉中国内政的法案就是廢紙一張(=中国の内政に干渉する法案は紙屑だ)」と決めつけている。日本の全国紙は「強い口調で非難した」などとソフトに報道したが、正確に表現すると、「罵倒した」、「罵詈雑言を浴びせかけた」が正しい。

米中間の小さな摩擦であれば、よくニュースに登場する中国外交部の華春瑩報道局長や耿爽報道官等が記者会見で一言クレームをつけて、お仕舞いとなるが、今回は外交部だけでなく、人民日報、CNN テレビ、解放軍報、全人代などの機関が一斉にアメリカを非難する大騒動だ。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

1/3

今回の香港を巡る一連の騒擾事件において、中国指導部は一貫して「過激な抗議行動を繰り返すデモ隊などの背後には“外国勢力”が存在し、かれらが混乱を画策している」と主張してきた。

習近平指導部は、これから共産党宣伝部に大号令を掛け、「“外国勢力”とは米国だった」とプロパガンダ活動を推進し、国内の求心力を高めようと動くだろう。建国以来 70 年の長きに亘り繰り返され続けてきた共産党の宣伝活動に、中国国民の多くはマインドコントロールされており、今後中国人の米国に対する反発は一気に高まるだろう。

景気減速や雇用状況の悪化などに悩む習近平政権にとって、これは国内でじわりと高まりつつある人民の不満の捌け口を、中南海からホワイトハウスにシフトする千載一遇のチャンスでもある。

この法案に対し、トランプ大統領が拒否権を発動する可能性は、100%ないと断言はできないが、上院も下院も、ほとんど満場一致に近い形で賛成した法案に背を向ける可能性は少ないと思料される。

正式に法令化されれば、国務省は定期的に「香港の自治の運用状況」をチェックし、米国が香港に通商上の優遇措置を継続供与するのが妥当か否かを確認する。

香港で起きた人権侵害の責任者は、中国本土の人であろうと、香港人であろうと、米国への入国禁止や資産凍結などの制裁が科せられるし、最悪のケースは、米国と香港の関係が一変し、香港が近所の深圳市や広州市などと同じ扱いとなる可能性がある。

米国にとって香港は中国本土とは別の関税/貿易エリアと見做されており、対中制裁関税も香港には及んでいない。ロイター電によると「米国務省によると、昨年時点で香港には8.5万人の米国人が居住し、ほぼ全ての大手金融機関を含めて 1300 余りの米企業が事業を展開していた。香港は対米法務・会計サービスの主要な輸出地域であり、米国のモノの貿易黒字額は 311 億ドルと国・地域別で最大を記録した」という。

香港がアジアの金融センターとして繁栄を享受してきたのは、世界中の銀行、証券会社、弁護士、会計士など金融の専門家たちが、住みやすく、治安も良く、税金も安く、中華料理も美味しい香港なら(極東エリアにも拘らず)働いてもよいと考えたからである。

もし銀行員が上海支店や広州支店への転勤を命じられたら、数年で帰国できると割り切って任地に赴くだろうが、もし欧米や日本のプロフェッショナルが香港から中国本土に財産を移し、弁護士事務所や監査法人等を開くかと問われたら、大半は即座に断るに決まっている。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2019 年(令和元年)11月22日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 121 号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して 最大 0.8800% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。